

松川水原太陽光発電所の一部内容変更に対する意見(回答)公開用

(1) 工事について

No.	内容	回答
1	<p>・25cm切って盛って50cmと言っているが、工事会社は、北側の斜面は15度、南側の斜面は20度になりますと言いき深く掘っていた。協議会と違う。</p> <p>また、調整池は切り盛りをしないところに作るのですね。土砂災害になりますから。</p> <p>・造成において、表面掘削については、協議会において確認・合意された「平均50cm以下の掘削」内容で施工すべきである。</p>	<p>【NTTアノード】</p> <p>大きく切り盛り工事を施工する工区は全体で3ヶ所(別紙1(非公開)参照)です。ご指摘はその1ヶ所です。現場での説明が不十分だったと思われませんが、協議会でお示した土地利用計画と同一です。また、調整池は、各流末に掘込式(4ヶ所)、アースダム方式(3ヶ所)にて設置します。設置箇所については、別紙2(非公開)を参照ください。(内容は第5回協議会で説明済みです。)掘込式は掘削土が発生します。アースダム方式は切土は発生しませんが、築堤時に周辺の切土、掘削土を使用します。土砂災害防止のための調整池ですので、安全施工に注力します。</p>
2	<p>切った木は全部チップにすると言っていたが、現場では太い木は積み重ねてあり、それはバイオ燃料になると工事会社が言った。</p> <p>枝はチップにしたと言っていたが、それでは7~8cmのチップにする糧になるとは思わない。</p>	<p>【NTTアノード】</p> <p>指摘後、速やかに場外搬出を停止しております。協議会での協議事項を逸脱したことについては大変申し訳なく思っております。場外搬出された木材は6.25%以下であり、チップを撒く目的である表面水(地表を流れる水)を軽減させるには十分な量であることに変わりはないと考えております。</p>
3	<p>No.1、2のとおり防災工事は安全ではなく、協議会で決まった工事ではないと思った。</p>	<p>【NTTアノード】</p> <p>現地説明会での誤解があるように思われますが、協議会で説明したものと相違することは、伐採木の一部場外搬出以外はありません。</p>
4	<p>設備整備計画認定前に着工した範囲と理由を伺いたい。</p> <p>当該地が農地(農地法第5条第1項の特例措置)の部分であれば、設備整備計画の認定(転用許可みなし)前に着工していることになるので、本制度に反することになる。仮に農地以外の部分であっても、一体の開発行為の観点から望ましいことではないと考えるが、着工した範囲(農地が含まれるのか)と理由について事業者の見解を伺いたい。</p>	<p>【NTTアノード】</p> <p>現在、再エネ法による「設備整備計画事前協議中」であるのは第二発電所区域です。その区域の中で着工している区域は、別紙3(非公開)のとおりです。着工済み区域は、当初第一発電所として、2月上旬に地元説明(回覧対応)にてご理解を賜り、2月17日着工に至りました。(ここに農地は含まれておりません。)その後第1・2発電所の事業地番変更問題が発生し、3月末日に現行区域に決定したものです。既に伐採が終了しており、現在は沈砂池等の防災工事以外は中断しております。その他第2発電所工区は調整池測量のための伐採のみで工事はしておりません。</p> <p>何卒ご理解賜りたい。</p>
5	<p>今後、調整池の大規模な掘削工事が予定されている。土砂災害等の危惧される大きな要因と考えられるので、行政には特段の指導・監督を願う。</p>	<p>【事務局】</p> <p>松川支所や関係部署と連携し、対応して参ります。</p>
6	<p>「現地視察における指摘事項の回答」に関連して、「場外排出」の目的は何なのか。また、工事会社に対する指揮・監督体制はどうなっているのか。さらには今回の事態を踏まえて、工事会社に対する指揮・監督体制の見直しは?</p>	<p>【NTTアノード】</p> <p>一部場外搬出は、バイオマス燃料としての販売・再利用を目的としたものでした。5月以降事業者側として、EPCの現場代理人とは別に事業者の立場に立って現場を管理する現場管理者を常勤させ、指揮・監督体制の強化を図りました。</p>

(2) 現地視察指摘事項について

No.	内容	回答
1	<p>凡例として切土、盛土の線が示されているが、読み取り難い。</p>	<p>【NTTアノード】</p> <p>別紙1(非公開)をご参照願います。</p>
2	<p>※4月26日(月)現地を視察させていただいたが、協議会で取り交わした内容と違う案件が散見されたので記載。</p> <p>①現場から出る伐採された木材の根、枝などの端材はチップ化して主たる幹の部分はバイオマス材として売却しているとのこと。(施工業者)</p> <p>②第1発電所から第2発電所へ組み変えた区域の造成工事がすでに着工されている。</p> <p>以上のことから、事業者からの受注施工業者への施工管理が果たされていないので、改善すべきである。</p>	<p>【NTTアノード】</p> <p>① (1)No.2の通りです。</p> <p>② (1)No.4の通りです。今後より一層の管理体制の強化と工事会社との定例会議の充実を図りたいと思います。</p>

(3) 地権者と締結する覚書について

No.	内容	回答
1	「(参考)地権者と締結する覚書」中、「農地法第5条第1項による地上権の設定に係る許可(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律(以下「農山漁村再エネ法」という。))に基づき農地法第5条第1項による許可があったものと認められる場合を含む。」と記載があるが、当該事業は再エネ法第9条を適用し農地法は適用していないため、地権者における適用法律の誤解を防止するため、「農地法第5条第1項による地上権の設定に係る許可」という文言は適切ではなく、削除して頂きたい。	【NTTアノード】 修正いたしますので、別紙4(非公開)をご参照ください。

(4) 土地の権利取得について

No.	内容	回答
1	土地の権利取得(設定)の時期と内容を示していただきたい。 ア SPCの単独申請ということであれば、SPCが農地に地上権設定によりSPCが設備を設置し、設置完了後、クラスタークリーンエナジー3合同会社が当該農地所有者から所有権を取得することになるのか。 イ 事業推進体制図のクラスタークリーンエナジー3合同会社からSPCに向かっている地上権は何を意味するのかを確認したい。 具体的には、既にクラスタークリーンエナジー3合同会社が所有している農地以外の土地にSPCが地上権を設定し、SPCが設備を設置するという事か。あるいは、クラスタークリーンエナジー3合同会社が農地取得後に地上権を設定するという事か。(←これであれば、クラスタークリーンエナジー3合同会社も共同申請者となり、設備設置者として農地を取得する必要がある) ※ア、イについて、農地と農地以外に分けて、誰が誰からいつ何の権利を取得(設定)するのかを分かりやすく示していただきたい。	【NTTアノード】 ア. 今回のみなし農転(設備整備計画の認定)により、松川水原太陽光発電事業合同会社(以下「プロジェクトSPC」という。)が現地権者より地上権を取得し設備を設置します。クラスタークリーンエナジー3合同会社は、後日地目変更後に所有権をすることとなります。 イ. 今回のみなし農転対象地以外は、既にクラスタークリーンエナジー3合同会社が、所有権を取得し、プロジェクトSPCと地上権設定契約を締結しております。また、今回のみなし農転対象地(7筆)は、みなし農転時にプロジェクトSPCが地上権を取得して設備設置を行います。クラスタークリーンエナジー3合同会社は、後日その7筆について、地目変更後に所有権を現地権者から取得して、地上権設定契約を引き継ぐこととなります。
2	事務局作成通知1-①「松川水原太陽光発電事業合同会社において地上権を設定…」とあるが、まだ設備整備計画の知事同意がないので、一部の地上権の設定はされていないのではないかと。	【事務局】 ご指摘いただいたとおり、一部(農地)につきましては地上権の設定はまだなされておられません。 設備整備計画認定後に地上権の設定がなされます。
3	事務局作成通知1-②土地所有者(クラスタークリーンエナジー3合同会社)とあるが、転用事業者が松川水原太陽光発電事業合同会社単独なら、所有権の移転は農地転用完了後となる(農転完了後の将来の所有者の意味か)。	【事務局】 ご指摘いただいたとおり、農転完了後の所有者の意味で記載しておりました。

(5) 事業推進体制について

No.	内容	回答
1	・松川水原太陽光発電事業合同会社に持分出資100%出している一般社団法人SH039とは何か。どのような役割なのか。 ・「一般社団法人SH039」が出てくる背景、理由は？	【NTTアノード】 プロジェクトファイナンスを組成する金融機関の要請により、倒産隔離を目的とした、本件事業のみを管理・運営する法人です。資金調達上の手法です。NTTアノードエナジーグループの協議の上、松川水原は意思決定を行います。
4	権利関係の移動・事務手続きについて、一度時系列的に整理した方がよいのではないかと。(最終的に事業者資料P3の形になるかもしれないが、権利関係の移動(流れ)の整理を。)	【NTTアノード】 別紙5を参照ください。
5	「事業推進体制図の変更について」の「【変更理由】」に「資金調達交渉の中で」と記載があるが、それはいつの時点で、誰と誰との資金調達交渉なのか。	【NTTアノード】 4月下旬以降、NTTアノードエナジー(株)と金融機関の交渉になります。
6	「事業推進体制図の変更について」の「【変更理由】」に「…が保有すべき。」との指摘があったため」と記載があるが、それは誰の、誰に対する指摘なのか。また、その指摘理由は何なのか。さらにはその指摘に反する場合の効果は、どうなるのか。	【NTTアノード】 プロジェクトファイナンス組成担当金融機関から、SPCの出資会社であるNTTアノードエナジー(株)へのものです。クラスタークリーンエナジー3合同会社がSPCの出資構成の中に入っていないことが理由です。指摘に反する場合、ファイナンス組成が出来ないということになります。
7	NTTグループ(NTTアノードエナジー株式会社)が出てくるのは、いつの時点からで、その理由は何なのか。また、当該発電事業に関連して、「マコーリージャパン株式会社」とNTTグループ(NTTアノードエナジー株式会社)との関係は、出資者たる事業の承継の当事者ということなのか。	【NTTアノード】 マコーリージャパン株式会社とNTTグループとの間で2021/3/19に松川水原太陽光発電事業合同会社の出資の地位を移転しております。NTTアノードエナジーはNTTグループの電力事業の推進会社でグリーン電力による発電事業に力を入れておりその一環として取得に至りました。2社の関係は指摘の通りです。
8	「青山総合会計事務所」が出てくる背景、理由は？また、「松川水原太陽光発電事業合同会社」と「青山総合会計事務所」との間の「事務委託契約」の内容は？	【NTTアノード】 (5)No.1と同じで、一般社団法人の理事として青山総合会計事務所の会計士を派遣いただいております。事務委託契約は松川水原太陽光発電事業合同会社の会計処理(支払いや税務等確定申告書類の作成など)になります。
9	「協議委員はNTTAEの社員が引き継ぐ」と記載があるが、ここでいう「協議委員」とは何の「協議委員」のことなのか。	【NTTアノード】 再エネ協議会の委員を指します。

(6) 原状回復について

No.	内容	回答
1	・原状回復は、工事をする前と同じ様に植林をして土地所有者に返すことになる。 ・事業終了、パネル撤去後においては、事業地全体を対象に植林をすべきであるとする。具体的に、樹種、面積当たり本数については、行政の担当課と協議をして、対応を図っていただきたい。	【NTTアノード】 本事業地は、元々畑であった土地が荒廃し、山林化したものです。一概に植林をして、山林に戻すことが原状回復とは限らないと思われれます。地元の方々とよく協議をして決めたいと考えます。
2	「地権者との借地契約」とは何か。また、地権者がクラスタークリーンエナジー3合同会社となった場合、新たに契約を締結し、設備整備計画申請時と原状回復に関して内容変更があるのか。	【NTTアノード】 「地権者との借地契約」とは、地上権設定契約のことを指します。今回みなし農転対象地7筆は、一旦個人地権者の方々と締結しますが、クラスタークリーンエナジー3合同会社が所有権取得時にその地上権設定契約を引き継ぐこととなります。

3	地権者と締結する覚書の永久構造物の排水側溝等とあるが、「等」とは何か。	【NTTアノード】 「等」とは、排水工事時に設置・施工する構造物を総称して「等」という表現をさせていただきました。具体的には、 ・調整池の排水塔、放流管、吐口工、放流先のカゴマット ・場内排水施設のU字溝、集水柵、ボックスカルバート(道路横断部) ・沈砂池は放流管を指します。
4	覚書末尾に「本合意書2通」「乙の中の代表者」とあるが、なぜ地権者全員(分)でないのか。	【NTTアノード】 地権者の方々の同意を得て、同覚書案となったものです。
5	自治振興協議会・町内会を「甲ら」と括っているが別組織ならそれなりの対応が必要ではないか。	【NTTアノード】 原状回復・防災協定については、甲を自治振興協議会と町内会の二者との調印であることを想定して、「甲ら」と表記させていただきました。
6	協定書の3. に「本設備の運用開始までに…」とあるが、地域の説明会で示す必要はないか。また、維持管理体制表の提示が設備整備計画の認定後となるのではないか。	【NTTアノード】 6月のなるべく早い時期に地域の説明会を実施し、周知徹底を図りたいと考えています。但し、管理業務の委託会社はまだ決定していないため、この部分は設備の運用開始までに決定の上開示させていただきます。維持管理体制表は、設備整備計画の申請時に提示させていただきます。
7	地権者との覚書と原状回復・防災に関する協定書で、永久構造物等の書きぶりが異なる。整理が必要ではないか。 覚書:永久構造物(調整池、沈砂池及び排水側溝等) 協定書:永久構造物たる防災設備、防災調整池・永久構造物・排水側溝(以下「防災設備」という)	【NTTアノード】 協定書案を覚書案に修正の上、統一させていただきます。
8	原状回復については後々のため、ボタンの掛け違いの無いように何と何を残し、何を撤去するのか明確にしておく必要があるのではないか。(真に防災上必要なものだけが残り、それ以外は撤去されると理解してよいのか。)	【NTTアノード】 原状回復については、後日地元の方々への説明会・協議によりご理解をいただいたうえで、協定書の締結をいただきたいと考えております。
9	原状回復について、永久構造物(残置する設備)と防災上の理由を具体的に示し、設備整備計画に記載していただきたい。	【NTTアノード】 そのように対処いたします。
10	「事業終了時の原状回復について」の資料2頁に地権者との借地契約と記載されているが、SPCと農地所有者間の地上権設定契約を指すのか? そうであれば資料の記載も修正されたい。	【NTTアノード】 修正いたしますので、別紙4(非公開)をご参照ください。
11	「事業終了時の原状回復について」の資料3頁の覚書に記載の本契約(案)は各委員へは示しているのか。示していなければ、示した方がよいと考える。	【NTTアノード】 別紙6(非公開)をご参照ください。
12	調整池の堆積等については、事業終了後に除去をし、また、排水溝については、それぞれの維持機能を確認し、原状回復とみなすことになると考える。これらについては、行政と事業者立会のもと、確認することが重要であると考えている。	【NTTアノード】 次回(6月中に開催)の地元説明に松川支所立会いの下で、詳細に渡り協議の上、協定書を締結して原状回復を担保したいと考えております。
13	「事業終了時の原状回復について」と関連して、再エネ法を適用する「事業用地」ではなく、「非農地判断をした事業用地」の原状回復については、どのように整理されているのか。(防災設備、防災調整池の取扱いなど)	【NTTアノード】 第1、2発電全域を考慮した、協議・検討です。今回の回答は全体を網羅しているものです。

(7) 今後のスケジュールについて

No.	内容	回答
1	今後のスケジュール感を松川水原太陽光発電事業合同会社と市で打合せを行い、示してほしい。	【NTTアノード】 現在松川水原太陽光発電所の一部内容変更に関する意見をいただき、それに回答している状況下にあります。意見が出そろった時点で設備整備計画の申請・認定(みなし農転)について行政側各ご担当部署と打合せの上、設備整備計画の申請受付迄に提示することとします。

(8) 協議会合意内容から変更が生じる場合について

No.	内容	回答
1	施工状況で合意内容に変更が生じる場合は、すみやかに行政(環境課)に報告すべきである。	【NTTアノード】 今後発生する場合、報告の上善処することとします。